

## 千葉市と敬愛大学との地域経済活性化に関する連携協定

千葉市（以下「甲」という。）と敬愛大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、千葉市の一層の地域経済の活性化に資することを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 産業人材の育成に関すること。
- (2) 中小企業の支援に関すること。
- (3) 地域商業の活性化に関すること。
- (4) 創業・新事業創出支援に関すること。
- (5) 観光振興に関すること。
- (6) 地域の教育力向上と子育て支援の充実に関すること。
- (7) 地域貢献に関すること。
- (8) その他必要と認めること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。  
また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から3年間この協定は延長され、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

平成27年3月24日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊谷 俊人

乙 千葉市稲毛区穴川1丁目5番21号  
敬愛大学  
敬愛大学長 三幣 利夫